

平成21年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

平成22年8月23日

豊田市監査委員

豊 監 発 第 359 号

平成 22 年 8 月 23 日

豊田市長 鈴木公平様

豊田市監査委員

鈴 村 喜代雪

楠 恭 雄

高 木 キヨ子

岩 月 幸 雄

平成 21 年度健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、当委員の審査に付された平成 21 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見を提出します。

平成 21 年度健全化判断比率等審査意見書

第 1 章 審査の対象	1
第 2 章 審査の方法等	1
第 3 章 健全化判断比率等の状況	2
1 実質赤字比率	
2 連結実質赤字比率	
3 実質公債費比率	
4 将来負担比率	
5 資金不足比率	
第 4 章 審査の結果（意見）	6

第1章 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、豊田市長から審査に付された次の会計等に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）について、同法に定めるところにより審査を実施した。

一般会計

特別会計（豊田市国民健康保険特別会計始め、豊田市財産区特別会計を除く
13特別会計）

豊田市水道事業会計

一部事務組合（逢妻衛生処理組合）

広域連合（愛知県後期高齢者医療広域連合）

地方公社（豊田市土地開発公社）

出資団体等（株式会社豊田ほっとかん ほか）

第2章 審査の方法等

審査は、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに必要な聞き取りを行った。

審査にあたっては、第1章に掲げた会計等の平成21年度決算について、収支の状況、基金及び借入金の状況のほか、将来の財政負担につながる繰出金、負担金、債務負担行為、損失補償、退職手当負担見込額等についても確認した。

健全化判断比率等の算定結果を記載した書類

健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類

その他説明のために提出された関係書類

なお、審査は平成22年7月1日から8月16日まで実施した。

第3章 健全化判断比率等の状況

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、水道水源保全事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）の実質赤字の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

（単位：千円・％）

年度	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	比率 (A/B)*100	早期健全化 基準	財政再生 基準
19	-5,288,884	144,224,781	-3.66	11.25	20.00
20	-5,786,877	151,060,499	-3.83		
21	-6,696,198	127,401,214	-5.25		

注：「実質赤字額」「比率」は、実質収支が黒字である場合は負の値となる。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計（財産区を除く。）及び水道事業会計を含めた会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率である。これは、市全体の赤字の程度を指標化し、その運営の深刻度を表すものである。

（単位：千円・％）

年度	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	比率 (A/B)*100	早期健全化 基準	財政再生 基準
19	-20,374,685	144,224,781	-14.12	16.25	40.00
20	-21,583,342	151,060,499	-14.28		
21	-22,997,853	127,401,214	-18.05		

注：「連結実質赤字額」「比率」は、連結実質収支が黒字である場合は負の値となる。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金（特別会計、水道事業会計、一部事務組合が起こした地方債に係る分を含む。）の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。これは、市全体の公債費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものである。

（単位：千円・％）

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
公債費充当一般財源等額 (A)	10,688,895	10,826,639	10,357,622	9,268,004
公営企業地方債償還充当分 (B)	4,083,426	4,253,013	4,358,290	3,259,088
一部事務組合等地方債償還充当分 (C)	1,006,688	754,062	189,548	111,385
標準財政規模 (D)	130,376,109	144,224,781	151,060,499	127,401,214
公債費等の基準財政需要額算入額 (E)	8,865,136	9,428,566	10,437,914	9,867,860
比率 (単年度) $\{ (A + B + C - E) / (D - E) \} * 100$	5.68992	4.75173	3.17698	2.35730

年 度	比 率 (3 か年平均)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
19 (17 ~ 19 年度平均)	5.7	25.0	35.0
20 (18 ~ 20 年度平均)	4.5		
21 (19 ~ 21 年度平均)	3.4		

(A) 「公債費充当一般財源等額」は、一般会計等の公債費から、繰上償還額及び償還の財源に充当した特定財源を除いたものである。

(B) 「公営企業地方債償還充当分」は、公共下水道事業特別会計、卸売市場特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の地方債の償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰出金である。

(C) 「一部事務組合等地方債償還充当分」は、豊田三好事務組合（19年度まで）及び逢妻衛生処理組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる一般会計の負担金である。

(E) 「公債費等の基準財政需要額算入額」は、地方債に関して、普通交付税の算定方法に従って算出された当該年度の基準財政需要額として算入される額で、一般会計等の公債費及び特別会計と一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てる一般会計等の負担分である。

4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものである。

(単位：千円・%)

区 分	金 額 ・ 比 率		
	19 年度	20 年度	21 年度
将来負担額 (A)	183,068,392	176,807,457	172,452,704
地方債の現在高 (a)	86,119,508	85,833,781	85,233,059
債務負担行為に基づく支出予定額 (b)	3,072,278	5,080,921	5,338,541
公営企業債等繰出見込額 (c)	58,256,016	58,136,878	55,199,695
組合負担金見込額 (d)	7,195,898	173,604	63,133
退職手当負担見込額 (e)	28,384,012	27,548,029	26,592,548
設立法人の負債額等負担見込額 (f)	40,680	34,244	25,728
充当可能財源等 (B)	212,713,419	218,257,624	204,134,245
充当可能基金 (g)	83,775,669	90,297,555	67,846,160
充当可能特定歳入 (h)	20,294,923	23,041,505	27,295,449
基準財政需要額算入見込額 (i)	108,642,827	104,918,564	108,992,636
標準財政規模 (C)	144,224,781	151,060,499	127,401,214
算入公債費等の額 (D)	9,428,566	10,437,914	9,867,860
比 率 $\{(A - B) / (C - D)\} * 100$	-21.9	-29.4	-26.9

早期健全化基準	350.0
---------	-------

(a) 「地方債の現在高」は、一般会計等が起こした地方債の現在高である。

(b) 「債務負担行為に基づく支出予定額」は、豊田市土地開発公社が先行取得した公共用地の取得予定額である。

(c) 「公営企業債等繰出見込額」は、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰出見込額である。

(d) 「組合負担金見込額」は、豊田三好事務組合(19年度まで)及び逢妻衛生処理組合が起こした地方債の償還に係る一般会計の負担金の見込額である。

(e) 「退職手当負担見込額」は、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る特別職及び一般職の退職手当支給予定額である。

(f) 「設立法人の負債額等負担見込額」は、市が損失補償した株式会社豊田ほっとかんの借入金に係るものである。

- (g) 「充当可能基金」は、地方債の償還額等に充当可能な財政調整基金始め 32 基金の現金預金等である。
- (h) 「充当可能特定歳入」は、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額で、地域総合整備資金貸付元金収入及び母子寡婦福祉資金貸付元金収入の全部、市営住宅使用料及び都市計画税収の一部、土地開発公社に対する貸付金の償還金、グリーン・クリーンふじの丘起債償還みよし市負担金である。
- (i) 「基準財政需要額算入見込額」は、地方債に関して、普通交付税の算定方法に従って算出された基準財政需要額として将来算入される額で、一般会計等の公債費、及び特別会計と一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てる一般会計等の負担分である。
- (D) 「算入公債費等の額」は、実質公債費比率の算定における「公債費等の基準財政需要額算入額」と同じである。

5 資金不足比率

資金不足比率は、会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状況の深刻度を表すものである。資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第 37 条に規定する事業で、本市では以下の 8 会計の事業が該当する。

(単位：千円・%)

会 計	20 年度			21 年度		
	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	比 率 (A/B)*100	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	比 率 (A/B)*100
食肉センター特別会計	-16,309	75,033	-21.7	-16,225	78,530	-20.6
都市計画事業土地区画整理特別会計	-4,984	4,984	-100.0	-4,005	4,005	-100.0
分譲住宅建設事業特別会計	-6,244	6,244	-100.0	-13,323	13,323	-100.0
公共下水道事業特別会計	-312,244	3,442,673	-9.0	-395,490	3,451,334	-11.4
卸売市場特別会計	-11,115	117,074	-9.4	-10,148	114,224	-8.8
農業集落排水事業特別会計	-16,887	153,555	-10.9	-21,879	153,763	-14.2
簡易水道事業特別会計	-179,049	483,501	-37.0	-106,494	441,956	-24.0
水道事業会計	-13,715,980	8,656,406	-158.4	-14,895,179	8,310,382	-179.2

経営健全化基準	20.0
---------	------

注：「資金不足額」「比率」は、資金収支が黒字である場合は負の値となる。

(B) 「事業の規模」は、都市計画事業土地区画整理特別会計及び分譲住宅建設事業特別会計については「実質黒字額+土地収入見込額」、その他の会計は「営業収益の額-受託工事収益の額」である。

第4章 審査の結果（意見）

以上、健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体財政健全化法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、本市財政の健全性は極めて高いものと認められる。